

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定警備計画の認定の申請
- ② 手続根拠 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法
第四条第一項、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則第四条第一項
- ③ 手続対象者 : 特定警備計画の認定を受けようとする特定日本船舶の所有者
- ④ 提出時期 : 特定警備計画の認定を受けようとするとき
- ⑤ 提出方法 : **特定警備計画認定申請書(※1)**を作成し、書類、図面及び写真を添付して、国土交通省海事局外航課へ提出して下さい
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則に定める書類及び図面及び写真
第四条 法第四条第一項の規定により特定警備計画の認定を受けようとする特定日本船舶の所有者は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

- 一 申請者に係る次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあっては、登記事項証明書）
 - ロ 法人にあっては、その業務を行う役員の住民票の写し（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類。
 - ハ 法第四条第三項第四号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを証する書類
- 二 特定日本船舶に係る次に掲げる書類、図面及び写真
 - イ 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類
 - ロ 一般配置図
 - ハ 第二条各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類
 - ニ 前条各号に掲げる措置を講じていることを証する書類及び写真
- 三 小銃等の管理に係る次に掲げる書類、図面及び写真

- イ 小銃等の保管のための設備（以下「保管設備」という。）の位置及び構造を示す図面及び写真
 - ロ 第六条第二号ニ（１）及び（２）に該当する船長を選任することを誓約する書類
- 四 法第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備予定事業者」という。）に係る次に掲げる書類
- イ 住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）又はこれらに代わる書類
 - ロ 法人にあっては、その業務を行う役員の住民票の写し（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類
 - ハ 特定警備に従事する者に対する教育訓練の内容及び方法を示す書類
 - ニ 医師が作成した診断書であって、特定警備予定事業者（法人にあっては、その業務を行う役員）が法第七条第二号ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの
 - ホ 第七条第二号イ（法第七条第二号イからハまでに係るものを除く。）からハまでのいずれにも該当しない者であることを証する書類
 - ヘ 第八条第一号に規定する保険の契約に係る契約書の写し又はこれに代わる書類
- 五 特定警備の実施の方法に係る次に掲げる書類、図面及び写真
- イ 申請者が特定警備予定事業者との間で締結した契約であって、特定警備の実施を内容とするものに係る契約書の写し又はこれに代わる書類
 - ロ 特定警備に係る次に掲げる図面
 - （１）特定日本船舶の航路図
 - （２）小銃等の積卸しの場所を示す図面
 - ハ 特定警備の用に供する小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真
- （詳しくは国土交通省海事局外航課へお問い合わせください。）

⑧申請書様式 : 特定警備計画認定申請書（第一号様式）

⑨記載要領・記載例 : 国土交通省海事局外航課へお問い合わせ下さい

2. 窓口情報

- ①提出先 : 国土交通省海事局外航課 03-5253-8932
- ②受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい
- ③相談窓口 : 国土交通省海事局外航課

3. 手続情報

- ①審査基準 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法
第四条第三項、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則第六条から第八条
- ②標準処理期間 : 約2ヶ月
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

※1 第一号様式（第4条関係）

特定警備計画認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第4条第1項の規定により、特定警備計画の認定を申請します。

特定警備計画

1. 申請者に関する事項

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 法人にあっては、その代表者の氏名及びその業務を行う役員の氏名又は名称

2. 特定日本船舶に関する事項

(1) 名称

(2) 船種

(3) 予定貨物

3. 特定警備の用に供する小銃等の保管のための設備及びその管理の方法（当該小銃等を管理することとなる船長の選任に関する事項を含む。）

4. 特定警備を実施する事業者に関する事項

5. 特定警備の実施の方法

6. 計画期間

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。